

平成31年度事業運営方針

平成30年度につきましては、3年に1回行われる障害福祉サービス等報酬の改定の影響を受け、当初予算編成後に700万円超の減収が見込まれるという危機的状況になりました。

この状況に対応するため、新たに目標工賃達成指導員を配置し、その加算を受けるとともに、平成30年度から新設された「自立生活援助事業」及び「就労定着支援事業」に取り組んでまいりました。また、併せて福祉工房さわらびの利用者の確保と利用率の向上に努めるとともに、報酬減額対策に係るアイデアを全職員から募り経費節減等に努めてまいりました。その結果、債務超過に陥ることなく決算を迎えられる見込みとなっており、これは、評議員及び理事の皆様の協力の下、全職員が一体となり、危機打開に向け取り組んだことによるものであり、心から感謝申し上げたいと存じます。誠にありがとうございました。

しかしながら、国においては現行報酬についての見直しは予定されておらず、次回の報酬改定におきましても更に厳しくなることが推測され、法人運営にとって、厳しい時代が続いていくものと考えられますので、引き続き障害福祉サービス事業の確実な推進及び福祉工房さわらびの利用者の確保と利用率の向上並びに経費節減に努めていく必要があります。

事業別に申し上げますと、就労移行支援事業につきましては、前年度の就労実績により報酬単価が決定されますので、原則2年間の標準利用期間内の就労を目指すとともに、就労後の定着も必要となりますことから、利用者の意向を踏まえ、引き続き安定した雇用が継続できるよう就労定着支援に丁寧に取り組んでまいります。

就労継続支援事業B型につきましては、前年度の工賃の平均単価により報酬単価が決定されますので、工賃単価の向上が課題となりますが、残念なことに、これまで長年にわたって市から受託してきた公園清掃の業務が無期限の委託休止になりますことから、工賃の平均単価が下がることが確実な状況であります。利用者への影響はもとより次年度の報酬単価にも影響が及ぶ可能性がありますので、この影響を最小限にするための対応が必要になりますことから、施設内作業の収入増のための業務選定や自主製品の販売機会の拡大など、就労支援事業費の収入確保に努めてまいります。

福祉工房楓及びにいざ生活支援センターの地域活動支援センターにつきましては、安定的な施設運営が図られており、今すぐの就労が困難な方が日中の居場所として生活のリズムづくりのため活用される方、地域活動支援センターの利用を

経て就労系の事業所につながる方など、様々な状況の方に利用していただいております。

にいざ生活支援センターにおきましては、地域活動支援センター事業のほか、計画相談支援、指定一般相談支援、市受託相談支援、障害支援区分認定、自立生活援助などの業務を行っておりますが、業務量や困難事例への対応が増加している状況にあります。このうち、自立生活支援事業につきましては、定期的な居宅訪問等により、利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を一体的に実施するもので、平成30年8月から事業を開始したものでありますが、限られた人員での対応となりますため、必要優先度の高い方から順次提供することとしております。また、計画相談支援につきましては、平成30年度の報酬改定の際に経過措置が設けられ、平成31年度から実質的に報酬単価が引き下げられることとなり減収が見込まれますので、その影響について注視してまいりたいと考えております。なお、昨年、市内の相談支援事業所1か所の事業停止に伴い、相談支援を他の事業所に引き継ぐ事態が発生し、にいざ生活支援センターにつきましても一部引き継ぎましたが、ご案内のとおり、限られた人員で処理しておりますことから、その対応に苦慮したところであります。現在の財政状況では直ちに、職員の増員は厳しいものがありますので、業務の効率化や臨時職員の勤務日等の増などの工夫をするとともに、必要優先度の吟味する中で、利用者の不利益につながらないように努めてまいります。

これらの対応に併せまして、当法人が発展するためには、常に利用者の確保及び利用率の向上を目指していく必要があります。そのため、平成31年度の事業運営のスローガンに「施設PR及び相談業務との連携により利用者確保するとともに、利用者が通いたくなる明るい施設づくりをしよう！」を掲げ、全職員の共通認識の下、利用しやすい施設づくりを目指すとともに、利用者の状況に応じたきめ細やかな支援を実施し、利用者の確保と利用率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、市におきましては、新座市自立支援協議会からの「新座市における基幹相談支援センターに求められる役割に関する報告書」を受け、平成31年度中には、基幹相談支援センター設置の方向性が定められるものと推察されますが、その方向性のあり方によっては、我が法人の対応も必要になってまいりますので、その動向に注視してまいりたいと存じます。

また、西部地区の地域福祉推進協議会が2月に設立されましたが、この地区ににいざ生活支援センターが含まれておりますことから、法人にとりまして関連性が深い団体となりますので、今後の活動に協力をしてまいりたいと考えておりま

す。さらに、市では、身近な地域での支えあいの仕組みづくりを進める生活支援体制整備事業を、生活支援コーディネーターを市役所内に配置し、地域福祉推進協議会の圏域ごとに協議体を設けるための勉強会が行われております。詳細について不明な点がありますが、社会福祉法人の地域における公益的な取組の実施の観点から、また、地域に暮らす障がい者にとりまして、地域の理解と協力は欠かせませんので、状況を見極めながら協力してまいりたいと考えております。

なお、市事業の児童発達支援センターの整備事業につきましては、平成31年10月開所に向け進められており、完成いたしますとわかば学園が移転し、福祉工房さわらび隣接地が跡地として残ります。建物の解体についてはいつ行われるか承知いたしておりませんが、この跡地の利用につきましては、その一部を福祉工房さわらびの増設用地として、また、グループホームの整備用地としての利用について昨年11月に要望書を市に提出いたしておりますので、市事業の進捗状況を踏まえ、跡地の利用について市に具体的な要望を行っていく必要があります。要望に当たっては、評議員及び理事等の皆様のご支援が欠かせませんので、ご協力賜りますようお願いいたします。

また、平成31年度は、理事及び監事の任期が到来いたしますので、改選の手続きを適正に行ってまいります。現行の理事及び監事の皆様には、安定した法人運営へのご尽力に感謝申し上げますとともに、引き続き当法人の運営にご協力賜りますようお願いいたします。

社会福祉法人への寄附金の税額控除制度につきましては、無事に5年間の指定を受けることができ、広報これからや後援会事業等を活用し、PRに努めてまいりましたが、なかなか実効性は上がらない状況であります。昨年末に後援会賛助会員の皆様全員に寄附金控除証明書及び税額控除制度の説明書を送付させていただきましたので、今後の寄附への効果に期待いたしたいところでありますが、法人への寄附への誘導について、寄附への勧誘や法人の大型事業実施の際の寄附募集の実施など何らかの工夫は必要になるものと思っております。今後も当該制度の更なるPRが必要でありますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成31年度につきましては、引き続き厳しい財政運営が見込まれます。この状況を職員一人ひとりが理解するとともに、評議員、理事等の役員の皆様を始めとした関係者と協力し、法人の基本理念の下、利用者の皆様の適切な支援を第一として、法人にいざの更なる発展を目指し、事業の運営に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

事業計画

1 法人本部

所在地 新座市堀ノ内3-4-11

職員配置 事務長 常勤兼務1人（B型と兼務）

事務主事 常勤兼務1人（B型と兼務）

① 理事会・評議員会の開催

法人活動を円滑に進めるため理事会・評議員会の運営の活性化を図ります。また、平成31年度は2年に1度の理事・監事改選の年であるので、改選に係る事務を適正に行います。

② 報酬改定への対応

平成30年度の報酬改定により、平成31年度は計画相談支援の報酬上、設けられていた経過措置が廃止されることから、一定の収入減が予測されるため、その対応を検討します。また、すでに実施されている同改定による就労系事業の報酬単価における評価方法の変更の影響についても引き続き検討し、対応を図ります。

③ 予算及び決算事務の執行

法人活動を円滑に進めるため、予算及び決算事務の適正な執行に努めます。

④ BCP（事業継続計画）の検証

平成30年度に策定したBCP（事業継続計画）に基づき実施した訓練で得られた知見を活用して、当該計画及び関連する非常災害対策計画並びに危機管理マニュアルの内容の検証を図ります。

⑤ 税額控除制度の指定継続

寄附者が税額控除と所得控除のいずれかを選択できる税額控除制度について、当法人は、平成30年度に税額控除対象社会福祉法人の指定を受けましたが、同時に、新たな実績判定期間がスタートしており、指定の更新に当たっては、2018年度（平成30年度）から2022年度（平成34年度）までの間の5年間で、3,000円以上の寄附金を支出した者が平均して年に100人以上いること等の要件を満たす必要があります。税額控除対象法人になることは、当該法人への寄附者の善意に応えらるとともに、多くの人々に支持される組織であることを社会に示し、公益性をより強く裏付けるものでありますので、この指定が維持できるよう努めます。

⑥ 法人施設の利用定員の拡大

前年度に引き続き、利用者数の動向を見据えつつ、既存施設の定員増について検討・調査を行います。

⑦ グループホームの整備検討 継続

前年度に引き続き、国や市の動向を注視しつつ、引き続き、現状での実現可能性について検討します。

⑨ PR業務の充実

広報誌、ホームページ、インターネットを使った宣伝媒体などPR業務の充実を図ります。また、前年度に作成したパンフレットの見直しを行い、施設を利用する方に対するわかりやすいパンフレットづくりを目指します。

⑩ コンピュータセキュリティの向上等情報管理の強化

前年度に引き続き、コンピュータセキュリティについては外部環境の変化を注視しつつ、その向上に努めます。特に、平成31年度は2020年1月に、OS・ウィンドウズ7のメーカーのサポートが終了する予定となっていることから、該当するパソコンのOSについては、全てウィンドウズ10への入替が必要となりますので、この入替を円滑に行います。

⑪ 後援会との連携

後援会と連携し、会の活性化及び実施事業の充実を促進します。

⑫ 第三者評価の受審検討

法人の提供サービスの質の向上、健全経営の実現、信頼向上につながる第三者評価の受審に向け、公表されている第三者評価基準ガイドラインを活用した自己評価を試行的に実施します。

⑬ 事務の標準化の推進

業務の効率化と職員の負担軽減を図り、調和のとれた良質のサービス向上に資するため、統一化が可能な定期的・定型的事務については、様式等の標準化・事務のマニュアル化を進めます。

2 福祉工房さわらび 就労移行支援事業

所在地 新座市堀ノ内3-4-11
事業開始年月日 平成23年4月1日
定員 10名
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前9時50分～午後3時50分
職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者1人（常勤・B型及び相談支援室と兼務）
サービス管理責任者1人（常勤・B型と兼務）（※サービス管理責任者は計2人体制）
生活支援員1人（常勤） 職業指導員0.8人（常勤1人・相談支援専門員と兼務）
就労支援員1人（常勤）

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供し、個々の希望に沿うとともに長所を活かした就労支援を目標として、今年度の事業運営を次の計画により行います。

① 就労訓練

- ・就労に必要な知識の習得、コミュニケーション能力の向上を目的として、就労講座やSSTを行います。
- ・就労に必要な能力の習得や職業適性の検討を目的として、検品作業等の生産活動・パソコンや清掃の訓練、ワークサンプルを利用した訓練を行います。
- ・体力向上を目的として、スポーツやウォーキングを行います。

② 就労支援

- ・個別支援計画で就労準備及び求職活動への取組内容を明確にして支援します。
- ・職場見学により就労についてのイメージを膨らませることができるよう支援します。
- ・就労準備及び求職活動のため近隣事業所で職場実習を行います。
- ・関係機関と連携して就労後の職場定着を支援します。
- ・OB会を年2回開催し卒業者の交流の機会を提供します。

③ 就労定着支援事業

平成30年度11月に指定を受け開始した就労定着支援事業を継続し、就労移行支援事業所等を利用して一般就労に繋がった障がい者の安定した就労の継続を支援します。

④ 就労先や実習先企業の開拓

近隣の事業所に職場実習先や就労先として協力依頼を進めます。

⑤ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行います。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに必要に応じて通院同行等の支援をします。
- ・必要に応じて、訪問支援、市役所への同行等の支援を行います。また、ご家族や関連機関と連携して支援を行います。

⑥ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。

⑦ 利用者の確保及び利用率の向上

- ・利用者に通所先として当施設を選んでいただけるようなパンフレットを作成し、他機関へ配布します。
- ・目標を設定して契約者数の増加と利用率の向上を目指します。
- ・居心地の良い居場所であり、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めます。

⑧ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上につなげます。

⑨ 昼食サービスの他施設利用者への提供の休止

平成 29 年・30 年度は他施設利用者へ試行的に月 1 回昼食サービスを提供しましたが、需要が少ない状況で経過しているため、今年度は一旦休止します。今後、他施設利用者の需要に応じて、対応を検討します。

⑩ サービスの質の向上

- ・研修等により、職員の対人スキルの向上に努めます。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じます。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めます。

3 福祉工房さわらび 就労継続支援 B 型事業

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11
事業開始年月日 平成 23 年 4 月 1 日
定員 30 名
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 50 分～午後 3 時 50 分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者 1 人（常勤・B 型及び相談支援室と兼務）
サービス管理責任者 1 人（常勤・移行と兼務）（※サービス管理責任者は計 2 人体制）
生活支援員 4 人（常勤 4 人（但し、内 1 人は常勤換算 1.0 人の臨時職員））
職業指導員 1.45 人（常勤 1 人・非常勤 2 人）
目標工賃達成指導員 1 人（常勤 1 人）

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、協力して働くことの喜びを感じられる場所を提供し、それぞれの利用者に各々の力を発揮していただける支援を目標として、今年度の事業運営を次の計画により行います。

① 生産活動の充実

- ・施設内事業として自主製品の製作、商品の包装、封入作業等を行います。
- ・施設外事業として公園清掃や除草作業、自主製品の販売、老人福祉センター内売店の販売、養豚場での作業等を行います。
- ・自主製品（手芸品と焼き菓子）の製作、販売が生産活動の柱となるよう努めます。
- ・行政関係機関からの発注の機会の活用を図ります。
- ・自主製品の充実やオリジナル製品の充実を目指します。
- ・売上と平均工賃の増加を目指します。
- ・工賃の増加につながるような生産活動の拡充に努めます。

② 創作的活動、行事参加等の機会の提供

生活を豊かにするために、創作的活動や各種行事等への参加の機会の充実を図ります。行事等の実施に当たっては、ミーティングで利用者と話し合いながら進めます。

③ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行います。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに必要に応じて通院同行等の支援をします。
- ・必要に応じて、訪問支援、市役所への同行等の支援を行います。また、ご家族や

関連機関と連携して支援を行います。

⑤ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。
- ・健康の維持、増進のためにスポーツや散歩等のプログラムを実施します。

⑥ 利用者の確保及び利用率の向上

- ・利用者に通所先として当施設を選んでいただけるようなパンフレットを作成し、他機関へ配布します。
- ・目標を設定して契約者数の増加と利用率の向上を目指します。
- ・居心地の良い居場所であり、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めます。

⑦ 協力事業所との連携強化

協力事業所との連携強化及び新たな事業所への協力依頼を進めます。

⑧ 福祉関係イベントへの参加

福祉関係イベントへ参加し、関係機関との良好な協力関係の構築・継続に努めます。

⑨ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上につなげます。

⑩ 昼食サービスの他施設利用者への提供の休止

平成 29 年・30 年度は他施設利用者へ試行的に月 1 回昼食サービスを提供しましたが、需要が少ない状況で経過しているため、今年度は一旦休止します。今後、他施設利用者の需要に応じて、対応を検討します。

⑪ サービスの質の向上

- ・研修等により、職員の対人スキルの向上に努めます。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じます。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めます。

4 福祉工房さわらび相談支援室

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11
定員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前9時00分～午後5時30分
職員配置 管理者 1人（常勤・移行及びB型と兼務）
相談支援専門員 1人（常勤・移行と兼務）

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう支援します。

① 計画相談支援

相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。

② 基本相談支援

日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援します。

③ 関係機関との連携

障がい者福祉課、保健センター、生活支援課などの行政機関や、地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携を図ります。

5 福祉工房 楓 地域活動支援センター（Ⅲ型）

所在地	新座市大和田4-16-40
定員	10人
開所日	月曜日～金曜日
開所時間	午前9時50分～午後3時50分
職員配置	施設長 1人（常勤・相談支援室と兼務） 指導員 1.86人（常勤1人、非常勤1人）

創作的活動や生産的活動の機会を提供し、集団生活及び社会的交流の促進を図り、利用者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、また、人と接することの苦手な精神障がい者への日中活動の場の提供など必要な支援を行います。

① 基礎的事業

- ・生産的活動として、内職作業や自主製品の製作を行います。
- ・創作的活動として文芸、絵画製作を実施して、社会福祉法人にいざ後援会主催合同絵画展や埼玉県精神障害者家族会連合会主催の展示会等に参加します。
- ・利用者が主体的に計画し、実施するプログラムを支援します。
- ・健康維持増進を目的に「散歩」「スポーツ」「家庭菜園」「マイフェバリットソング」「ストレッチ体操」等のプログラムを行います。
- ・地域社会との交流を目的として、社会の一員として自覚を促せるよう、路上のゴミ拾い、フェスタやよろず市等バザーへ協力・参加をします。

② 機能強化事業

- ・「料理会」「お菓子作り」を通して、利用者の自立生活への支援を行います。
- ・嘱託医による個別相談・懇談会や「楓勉強会」「全体ミーティング」等のグループワークを通して、人間関係やコミュニケーション等、生活技術を学ぶ場を提供します。

③ 送迎サービスの充実

利用者に対して、新座市内全域を対象として送迎サービスを提供し、通所についての利便性向上を図るとともに活動参加を促し、生活の質の向上を目指します。

④ 自主製品の充実及びオリジナル製品の開発

現在行っている自主製品の製作販売と商品の改良や新製品の開発・販売を行い、地域の方々に施設を知っていただく機会を増やすとともに、売上げ増を図り、利用者の収入増(工賃の増額)に努めます。

また、自主製品の販売及び地域との交流を目的に、福祉工房楓の敷地内において「自

主製品販売会」を実施します。

⑤ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上につなげます。

6 福祉工房楓相談支援室

所在地	新座市大和田 4-16-40
定員	なし
開所日	月曜日～金曜日
開所時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置	管理者兼相談支援専門員 1 人（常勤・地域活動支援センターと兼務）

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう、援助を適切に行います。併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進します。

① 計画相談支援

相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。

② 基本相談支援

日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援します。

③ 関係機関との連携

障がい者福祉課、保健センター、生活支援課などの行政機関や民生委員、社会福祉協議会等との連携を図ります。

7 にいざ生活支援センター 地域活動支援センター（I型）

所在地 新座市野火止2-7-12

定員 28人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前10時00分～午後4時00分

職員配置 施設長 1人（常勤・相談支援室と兼務）

指導員 5.8人（常勤兼務4人・非常勤兼務1人・非常勤2人）

（兼務は全てにいざ生活支援センター相談支援室（相談支援事業）と兼務）

精神障がい者の日中の居場所や仲間づくりの場を提供、また、当事者、家族の日常生活から生じる問題の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう相談支援室と連携して必要な支援及び助言を行うとともに、行政機関や医療機関等と連携を図り、精神障がい者の自立と社会参加が促進されるよう支援策を推進します。

また、主に精神障がい者の日々の生活から生じる問題の相談に応じられるよう相談支援事業を引き続き新座市から受託します。

① 基礎的事業

- ・ 創作的活動の提供として、絵画、コーラス、フラダンス、レクリエーション活動等を定期的に行うことにより、創造性を育て活力の増進を図ります。
- ・ 社会生活力増進等の事業として、主にコミュニケーション能力に焦点を当てた各種グループワークを定期的実施します。当事者、家族などと問題を共有し、解決の糸口を一緒に考える場を提供します。
- ・ 茶話会、スポーツなど施設内外のプログラムや行事を通じ日中の居場所、仲間づくりの場を提供します。
- ・ 当事者、家族の日常生活から生じる問題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう必要な支援及び助言を行います。
- ・ 相談支援として、利用者の日常、療養生活の問題や不安等に対して電話、面接、訪問により、助言や必要な情報提供を行います。必要に応じて医療機関や関係機関への同行などの支援を行います。
- ・ 精神障がい者、家族及び関係者に対し、適切な障がい福祉サービスが効果的に提供されるよう、相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。
- ・ 生産的活動については利用者のニーズを見極め、実施について検討します。

② 機能強化事業

- ・医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のため、次の事項を実施します。
 - 嘱託医による個別相談と座談会
 - 社会的入院者の退院支援
 - SST（社会生活技能訓練）の実施
 - SFA（社会生活力プログラム）の実施
 - ピアカウンセリングセミナーの実施及びピアサポート事業の検討
- ・地域住民ボランティアの育成を次のとおり実施します。
 - 傾聴ボランティアの養成講座の実施及び受入れ
 - プログラムボランティアの育成及び受入れ
- ・障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等の事業として、ボランティア養成講座やヘルパー対象の勉強会等、精神保健福祉に関する講演会、講座、研修会等を実施します。

③ 利用者家族との連携

利用者家族に対して、家族会の紹介や各種集いの紹介を必要に応じて実施します。

④ 当事者及び家族を対象とした集いの実施

現在実施しているうつの集い、発達障がいの集い、幻聴・妄想の集いを継続します。新たな集いとして、そううつの集いを2か月に1回実施します。また、広報を積極的に行い、参加者の増加を目指します。さらに、現行の集いの効果等を検証し、集いの再編成等について検討します。

⑤ 精神保健福祉の啓発事業の推進

にいざ生活支援センターが新座市から受託している障がい者一般相談業務では、障がい者虐待防止法、成年後見制度、障がい者差別に関する市民啓発事業を実施することが実施要領で定められています。平成31年度はこれまでの企画内容や実績を点検し、より多くの方々に啓発ができるよう実施をします。

⑥ 家族会との連携

家族会の考え方や思いを共有化し、活動内容について把握していくために、月例会等の機会を積極的に活用し家族会との連携・支援を図ります。

8 いざ生活支援センター相談支援室

所在地	新座市野火止 2-7-12
定員	なし
開所日	月曜日～金曜日
開所時間	午前9時00分～午後5時30分
職員配置	管理者 1人（常勤・相談支援室と兼務） 相談支援専門員 常勤兼務5人 非常勤兼務1人 地域移行支援・定着支援担当者 常勤兼務1人 非常勤兼務1人 （兼務は全て、地域活動支援センターと兼務）

精神障がいを抱えた人たちに、いつでも開かれた相談所として、また、その活動を広く市民に知っていただき、理解が得られるよう事業を推進します。

本人や家族からの問い合わせ、障がい者福祉課を通しての紹介やその他関係機関からの紹介、知人の紹介等により来られた相談者に対して、誠実に責任をもって対応します。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。
- ・ホームヘルパー利用については、新座市とその近隣の地域と連携を図り、相談者に最も適したヘルパーを利用できるよう支援します。
- ・就労系の事業所に関しては新座市とその他の地域と連携を図り、相談者に最も適した施設を利用できるよう支援します。

② 地域移行支援・地域定着支援

- ・地域移行支援については、退院前から利用者及び医療機関関連のある諸関係機関との連携を図ります。地域移行のための単身アパート等の物件探し、契約行為への同行、引越の支援と市役所への書類提出の同行援助等を行います。利用者の中にはこれらの活動と生活保護の申請が並行して行われる場合があるので、生活支援課への同行等も必要に応じて行います。また、退院前カンファレンスの際に、医療面から、訪問看護やデイケア利用の必要性を指導された場合には利用者に適した事業所を紹介します。
- ・地域移行支援には地域における住まいの確保が欠かせないため、不動産事業者の理解を得られるよう、働きかけを行います。
- ・地域定着支援については、月に1回程度の定期訪問を行い、状況に応じて通院先の病院等への同行支援等を行います。また、夜間緊急時の電話番号を案内し24時間

対応ができるよう緊急時の支援を確保しております。また、ホームヘルパーや日中活動系の事業所の利用を支援し、地域での生活を安定させるよう工夫します。

③ 日常生活相談支援

- ・精神障がい者、家族及び関係者に対して相談支援専門員が相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等、関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。
- ・緊急の医療対応が必要なケースについては、医療機関と連携し、状況に応じた支援を図ります。
- ・多様化する相談業務に対応するため、相談業務に携わる職員を対象に自立支援協議会部会の勉強会や県主催等の研修への参加を積極的に行い、相談業務の質の向上を図ります。

④ 自立生活援助

自立生活援助は障がい福祉サービスの位置付けとして、新たに単身生活を始める方を対象とした支援を行います。日常における、あらゆる生活相談に対応し、必要に応じて同行支援も行います。また、利用者の方には月2回以上の訪問を行い、必要に応じて関係機関と連携し、利用者の方々が安心して地域で生活できるよう支援をします。

⑤ 新座市地域自立支援協議会との連携

精神障がい者の支援を的確に推進するため、新座市地域自立支援協議会に積極的に参加し、相談支援体制の整備等に協力します。

⑥ 他の障がいに関わる相談支援への対応検討

当法人内にも知的・身体の障がいを併せ持つ利用者がいるため、今後相談内容が多岐にわたることが考えられます。これらの相談に的確に対応するため、他の障がいに係る研修等に参加し、相談支援の充実を図ります。